

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 7月26日

【ファンド名】 リンク・リアル・エステート・インベストメント・トラスト  
(Link Real Estate Investment Trust)

【発行者名】 ザ・リンク・アセット・マネジメント・リミテッド  
(Link Asset Management Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者兼執行取締役  
ジョージ・クォク・ルン・ホンチョイ  
(George Kwok Lung HONGCHOY, CEO and Executive Director)

【本店の所在の場所】 香港、カオルーン、クアン・トン、ハウ・ミン・ストリート100、  
ランドマーク・イースト、アクサ・タワー 33階  
(33/F., AXA Tower, Landmark East, 100 How Ming Street, Kwon  
Tong, Kowloon, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 原 秀 哲

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
J Pタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 糸 川 貴 視

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
J Pタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【提出理由】

リンク・リアル・エステート・インベストメント・トラスト（以下「本ファンド」といいます。）に関して、以下のとおり投資方針および分配方針に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ．変更の内容についての概要

2018年7月25日に開催された本ファンドの受益証券保有者（以下「本受益証券保有者」という。）の年次総会（以下「本年次総会」という。）において本受益証券保有者により特別決議が可決されたことにより、本ファンドの受託会社であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（アジア）リミテッド（以下「本受託会社」という。）及び本ファンドの管理会社であるリンク・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「本管理会社」という。）は、本管理会社及び本受託会社間で締結され、本ファンドを設立した2005年9月5日付の原信託証書（11の追補信託証書により修正済み）（これらを総称して「本信託証書」という。）を変更し、追補するための本信託証書変更の効力を発生させるために、第十二追補信託証書を締結した。

第十二追補証書により効力を生じた本信託証書の変更の主な目的は、（a）分配可能利益合計（本信託証書に定義する。）の計算に関連する「本調整」の定義を変更し、（b）本信託証書の軽微な変更を行い（疑義を避けるために付言すると、本(b)に関する特別決議は要しない。）、及び（c）本ファンドの投資戦略の投資範囲を、香港証券先物規則により交付された香港不動産投資信託コード（その後の変更を含み、以下「香港不動産投資信託コード」という。）に定める本関連投資への投資を含めるよう拡大することである。

「本関連投資」とは、香港不動産投資信託コードに基づき本ファンドが投資することが随時許容される、（ ）香港証券取引所又はその他の国際的に認識されている取引所における上場証券、（ ）非上場の債務証券、（ ）国債及びその他の公債、並びに（ ）域内又は海外の不動産ファンドを含む金融商品（但し、これらに限られない。）を意味する。

### ロ．当該変更の年月日

2018年7月25日